

かかみがはら未来文化財団補助金交付要綱

(令和4年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、公益財団法人かかみがはら未来文化財団（以下「文化財団」という。）に対し、文化を活かしたまちづくりの取組みを推進するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助事業は、文化財団が行う次の事業とする。

- (1) 文化に関する資源を活用した事業
- (2) 子ども及び若者がまちづくりに関わるための事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 給料手当、福利厚生費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料等の管理費
- (2) 事業の企画及び運営に必要な経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内の額で補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額とする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第5条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(各務原市文化協会補助金交付要綱の廃止)

- 2 各務原市文化協会補助金交付要綱（平成13年3月9日決裁）は、廃止する。

附 則（令和5年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。